

結婚相手紹介サービス 概要書面

十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

本書面は、当社が登録会員に対し提供するサービスの内容及び当社と登録会員間の契約関係の概要を示すものです。当社のサービスにご満足していただくとともに、会員期間中のトラブル等を避けるために、お客様自身でも、本書面及び結婚相手紹介サービス入会申込契約書、各種パンフレット等を必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

本書面記載の各項目、その他サービスの特徴等につき十分説明いたしました。
(署名欄：事業者)

	平成 年 月 日
住所	
氏名	

本書面記載の各項目、その他サービスの特徴等につき説明を受け、十分理解いたしました。
(署名欄：入会申込者)

	平成 年 月 日
住所	
氏名	

1. 役務提供事業者（当社概要）

名称	
住所	
電話・FAX	
Mail	
代表者名	

- ①入会金：入会時に必要となる各種事務手続費用です。
- ②登録料：プロフィールアルバムやIJB等のお見合いシステムへの登録、その他登録に要する料金です。
- ③活動サポート費：ご交際・ご成婚に向けた活動へのサポートを受けるのに要する料金です。
- ④月会費：会員として活動するための料金です。
- ⑤お見合い料：お見合い設定1回につき要する料金です。
- ⑥成婚料：成婚に至ったときにお支払いしていただく料金です。なお、結婚、婚約またはそれらと同等の成果（「結婚の口約束」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」「交際期間が6ヶ月を経過した場合」など）は「成婚」とみなします（以下同様）。また「成婚」における相手とは、当社会員に限らず当社紹介にかかる他社会員等を含むものとします。
- ⑦上記以外の料金は、別枠に記載の通りです。

2. 顧客相談窓口

個人情報取扱に関することを含むご相談窓口は以下の通りです。

名称	
住所	
電話	

(4) 支払い時期及び方法

- ①入会時費用は、原則一括払いとし、入会時に本契約書面を取り交わした日より____日以内に（現金・振込・クレジット）にて支払うものとし、入会時費用を分割払いで支払う場合は、初月____円とし、2ヶ月目以降は、月々____円、支払回数____回にて（口座振替・クレジット・他：____）により支払うものとします。
- ②月会費及びお見合い料は、毎月____日に（現金・振込・口座振替・クレジット・他：____）にて支払うものとします。それ以外は都度、当社指定の方法にて支払うものとします。

3. 当社の提供するサービス

- (1) サービスの種類
当社の提供するサービスは、結婚を希望する者への異性の紹介及びこれに付随関連するサービスです。
- (2) サービスの提供内容は、下記の通りです。尚、お見合い、ご交際、ご成婚を保証するものではありません。
 - ①初期登録事務
 - ②検索システム提供等
 - ③お見合いセッティングサービス
 - ④ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
 - ⑤その他上記に付随関連するサービス
- (3) サービス料等
入会申込コース

費用	金額	コース（税込）
		中途解約時返金
①入会金		有・無
②登録料		有・無
③活動サポート費		有・無
その他：		有・無
入会時費用合計		—
④月会費		—
⑤お見合い料		—
⑥成婚料		—
その他：		有・無

(5) サービス提供期間等

- ①サービスの提供期間
サービス提供期間は、入会契約日から____年間となります。尚、契約更新、休会及び退会は別紙で定める通りとします。
- ②サービス提供開始日と終了日
開始日は、入会契約日とします。終了日は、クーリング・オフ、中途解約時、成婚退会時、会員期間が満了し更新を行わなかった時、又は結婚相手紹介サービス入会申込契約書第12条1項で定める登録抹消事由に該当し退会となる時とします。

4. クーリングオフ

- ① 会員は、結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により会員登録に関する契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
- ② 会員は、当社若しくはその役職員が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために①の解除を行わなかった場合、当社から①に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により会員登録に関する契約の解除ができます。
- ③ ①の解除は、その解除を行う旨の書面を発したときにその効力を生じます。
- ④ ①の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
- ⑤ ①の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
- ⑥ ①の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

5. 中途解約

(1) 会員は、結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から8日を経過した後（当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのためにクーリング・オフを行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過した後）においては、書面により将来に向かって会員登録に関する契約の解除（中途解約）ができます。

(2) 当社は、前項の規定により会員登録に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、次の各号に定める額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。

- ① その解除がサービス提供開始後である場合 次の合計額
 - ・ 提供されたサービスの対価に相当する額
 - ・ 2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
- ② その解除がサービス提供開始前である場合 3万円

6. 中途解約時の返金

(1) 中途解約時において、未提供役務に相当する前受金がある場合、当該相当額を返金するものとします。尚、日割計算は行いません。

(2) 成婚退会時は、活動サポートの役務提供が完了している為、残期間の有無に係らず、当社は、活動サポート費を受領している場合でも活動サポート費の返金を行いません。活動サポート費分割払いの場合は、会員は、残額を支払うものとします。

7. 登録抹消時の返金

結婚相手紹介サービス入会申込契約書第12条1項で定める登録抹消事由に該当し退会となる場合は、受領金の返金を行いません。

8. 抗弁権の接続

ローン・クレジット等割賦販売利用の場合には、一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社へ対抗できます。

9. 休会及び退会

休会及び退会については、別紙で定める通り、所定の手続きに従って行います。

10. 効力の可分性

結婚相手紹介サービス入会申込契約書の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

11. 保全措置

当社は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。

12. 個人情報の取扱い

個人情報取扱いに関する事項は結婚相手紹介サービス入会申込契約書第14条、第15条に記載の通りです。